

## 道路管理者以外の者の行う工事について

国土交通省 道路局 路政課

終業時刻となり、帰り支度をする先輩係員の道岡さんを、新人係員の道村君が呼び止め、何やら相談を持ちかけました。

道村　　道岡さん、帰り際にすみません、少々お時間よろしいですか。

道岡　　うん。どうしたんだい。

道村　　道路の舗装について、伺いたいことがございます。この前のお正月休みに久々に実家に帰った時に、実家の前の町道の一部が損傷していて、車両が通行するには、危ない状況になっていることに気づきました。この場合、この損傷については、道路管理者である町が直してくれるまで待つしかないのですかね。  
実家の前の道路に関することなので、知り合いの民間業者にでも依頼して、早急に自主的に直せるのならそうしたいのですが。

道岡　　なるほど。結論からいえば、道村くんが言うような場合には、道路管理者の承認を受ければ、道路に関する工事や道路の維持を行うことができるんだ。ここでいう道路に関する工事とは、具体的には、道路の新設、改築あるいは、修繕に関する工事のことを言うよ。

道村　　そうなんですね。たとえ私人であっても、自らの必要に基づいて、道路管理者の承認を受ければ、道路に関する工事や道路の維持を行うことができるんですね。

道岡　　うむ。国の行政機関や地方公共団体など、私人以外の者であっても、道路管理者の承認を受ければ、道路に関する工事や道路の維持を行うことができるんだ。また、道路の損傷を防止するために必要な砂利や土砂の局部的補充などの道路の構造に影響を与えない道路の維持であれば、道路管理者の承認を受けることなく、行うことができるんだよ。

道村　　もし、道路管理者の承認を受けることが必要であるにも関わらず道路管理者の承認を受けることなく、私人等が道路に関する工事や道路の維持を行った場合はどうなるのでしょうか。

**道岡** そのような場合には、道路法第71条が適用され、道路管理者による監督処分を受けることになるよ。

具体的には、道路管理者によって、道路に関する工事や道路の維持を中止することや、道路を現状に回復することを命じられることがあるよ。また、この道路管理者の命令に違反した場合には、罰金が科せられることもあるんだ。

**道村** 道路に関する工事や道路の維持を行うときには、適切な手続きをとって適切に実施する必要があるということを忘れてはなりませんね。

ところで、最後に一つ質問があります。今まで道岡さんと話してきたように、道路管理者による承認を受けて道路に関する工事や道路の維持を行う場合、その費用は誰が負担することになるのでしょうか。

**道岡** ふむ。鋭いね。その場合には、道路法第57条の規定に基づき、道路管理者の承認を受けた者か、承認を必要としない軽微な維持の場合であれば、その維持を行う者が負担することになるんだ。私人等が道路に関する工事や維持を行うことは、私人等が自らの利便のために、道路に関する工事や維持を自発的に行うものであると考えられるからなんだ。

**道村** なるほど。

私の実家の前の町道の話でも、道路管理者である町の承認を受けた上で、自ら費用を負担することで、道路の舗装を自ら行うことができるのですね。

勉強になりました。ありがとうございました。

## 【参照条文】

### ○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

#### （道路管理者以外の者の行う工事）

**第二十四条** 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

#### （道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用）

**第五十七条** 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

## (道路管理者等の監督処分)

**第七十一条** 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
  - 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者
- 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
  - 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 4 道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。
- 5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。
- 6 道路監理員は、前二項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 7 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

**第一百四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に  
関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者
- 二 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつた者
- 三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 四 第七十一条第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）  
の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 五 第七十一条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路監理員の  
命令に違反した者